

## 双葉富士見町内会細則

### (目的)

第1条 この細則は、町内会会則の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (事業)

第2条 会則第4条の事業については次のとおりとする。

- |                          |                 |
|--------------------------|-----------------|
| (1) 市行政に関する事             | (三役会で定める)       |
| (2) 褒賞委員会運営に関する事         | (三役会で定める)       |
| (3) 住民の要望に関する事           | (役員会で定める)       |
| (4) 環境衛生に関する事            | (部で定め、三役会に報告する) |
| (5) 消防、防災に関する事           | (部で定め、三役会に報告する) |
| (6) 文化、福利厚生、体育に関する事      | (部で定め、三役会に報告する) |
| (7) 防犯に関する事              | (部で定め、三役会に報告する) |
| (8) 青少年の育成に関する事          | (役員会で定める)       |
| (9) 部の育成に関する事            | (役員会で定める)       |
| (10) 班長会運営に関する事          | (班長と連絡を密にすること)  |
| (11) 印刷物発行に関する事          | (三役会で定める)       |
| (12) その他、目的達成に必要な事業に関する事 | (役員会で定める)       |

### (各部の選出)

第3条 会則第4条に基づき会員相互による各責任者を置き自主運営とする。

- |               |                       |
|---------------|-----------------------|
| (1) ソフトボール部   | (選出は部に一任)             |
| (2) 少年少女球技部   | (三役会及び育成部との協議の上、選任する) |
| (3) 太鼓部       | (選出は部に一任)             |
| (4) レクリエーション部 | (選出は部に一任)             |

### (役員)

第4条 会則第7条の役員の定数は20名以内をもって組織する。

- |            |    |      |
|------------|----|------|
| 1 会長       | 1名 |      |
| 2 副会長      | 5名 |      |
| 3 会計       | 1名 |      |
| 4 会計監査     | 2名 |      |
| 5 部長       | 7名 |      |
| 6 委員(町内推薦) | 2名 |      |
| 7 班長会長     | 1名 |      |
| 8 名誉会長     | 1名 | 計20名 |

2 前項の役員をもって役員会と称す。

### (三役及び部長の選出)

第5条 会則第7条及び第8条に基づき、つぎのとおり選出する。又、任期は2年(会則第9条)の定めによる。

- |        |                |
|--------|----------------|
| (1) 会長 | 1名(選出は推薦委員に一任) |
|--------|----------------|

- (2) 副会長 5名(選出は推薦委員に一任)
- (3) 会計 1名(選出は推薦委員に一任)
- (4) 会計監査 2名(三役会が指名委嘱する)
- (5) 体育部長 1名(三役会が指名委嘱する)
- (6) 育成部長 1名(三役会が指名委嘱する)
- (7) 女性部長 1名(三役会が指名委嘱する)
- (8) 環境衛生部長 1名(三役会が指名委嘱する)
- (9) 消防・防災部長 1名(三役会が指名委嘱する)
- (10) 女性防災部長 1名(三役会が指名委嘱する)
- (11) 防犯部長 1名(原則として町内会長兼任する)
- (12) 広報部長 1名(三役会が指名委嘱する)
- (13) 班長会長 1名(班長会に一任)
- (14) 名誉会長 1名(役員会より指名委嘱)

(委員の選出)

第6条 会則第7条及び第8に基づき、次のとおり委員を委嘱する。又任期は2年(会則第9条)の定めによる。

- (1) 明るい選挙推進委員 若干名(羽村市選挙管理委員会委嘱)
- (2) 女性防犯指導委員 若干名(福生市防犯協会委嘱)
- (3) 交通安全推進委員 若干名(交通安全協会委嘱)
- (4) 青少対関係委員 若干名(青少対委嘱)
- (5) 会館運営委員 若干名(三役会が指名委嘱)
- (6) 消防防災関係委員 若干名(三役会が指名委嘱)
- (7) 防災対策関係委員 若干名(三役会が指名委嘱)
- (8) 公害対策関係委員 若干名(三役会が指名委嘱)
- (9) 町内会行事に関する特別運営委員 若干名(三役会が指名委嘱)
- (10) 羽村市地区民生児童委員 若干名(三役会が推薦)
- (11) 羽村市体育指導員 若干名(三役会が推薦)
- (12) 廃棄物減量推進委員 若干名(三役会が推薦)
- (13) 青少年指導委員 若干名(三役会が推薦)
- (14) 青少年育成委員 若干名(三役会が推薦)
- (15) 健康づくり推進委員 若干名(三役会が推薦)
- (16) 友愛訪問委員 若干名(三役会が推薦)
- (17) 防災女性の会 若干名(三役会が推薦)

(会議)

第7条 会則第15条及び細則第4条に基づき会議の開催は次のとおりとする。

- (1) 三役会は、会長、副会長、会計とする。
- (2) 役員会は、会長、副会長、会計、会計監査、部長、委員、班長会長、前三役、名誉会長とする。
- (3) 班長会は、各班長とする。
- (4) 特別委員会は、必要のつど会長が定める。

- ( 5 ) 拡大会議は、会長、副会長、会計、会計監査、部長、副部長、班長会長、副班長会長、班長、名誉会長とする。

(会費等)

第8条 会則第 18 条に基づき、会費の納入及び返金は次のとおりとする。

- ( 1 ) 会費は毎月班長が徴収し会計に納入する。ただし一年分納入することもできるものとする。
- ( 2 ) 特別会員については三役会で定める。
- ( 3 ) 会費の返金は、会員資格喪失月の翌月分により返金する。
- ( 4 ) 公的機関の各種募金等はそのつど戸別に浄財をもってあてる。

( 閱 覧 )

第9条 会員の請求により会計帳簿は閲覧できる。

- 2 会員の請求があった日から 15 日以内に閲覧に供する。

( 文書保存期限 )

第 10 条 町内会の文書保存期間は次のとおりとする。

- 1 回覧等の簡易な文書は 1 年とする。
- 2 会則及び細則の文書は永年とする。
- 3 役員名簿の文書は永年とする。
- 4 資産台帳及び備品台帳の文書は永年とする。
- 5 総会資料の文書は永年とする。

( 委任細則 )

第 11 条 この細則の運営に関し必要な事項は、役員会が別に定める。

附 則

- ( 1 ) この細則は昭和 47 年 4 月 1 日より改訂し施行する。
- ( 2 ) この細則は昭和 57 年 4 月 1 日より改訂し施行する。
- ( 3 ) この細則は平成 10 年 4 月 1 日より改訂し施行する。
- ( 4 ) この細則は平成 16 年 4 月 1 日より改訂し施行する。
- ( 5 ) この細則は平成 17 年 4 月 2 日より改訂し施行する。
- ( 6 ) この細則は平成 19 年 4 月 1 日より改訂し施行する。
- ( 7 ) この細則は平成 21 年 4 月 1 日より改訂し施行する。